



www.harakenzo.com/jpn/gaikoku_siryo



06-6351-4384(代表)



iplaw-osk@harakenzo.com



欧州特許庁審査基準の改訂(2022年) ～ 明細書 補正要件の緩和 ～

- ・ 2022年3月1日、欧州特許庁（EPO）の改訂審査基準が発効。
- ・ 実務への影響が大きい項目として、「補正後のクレームへの明細書の適応（adaptation of the description）が緩和」が挙げられる。

補正後のクレームへの明細書の適応:F-IV-4.3（2021年の改訂により厳格化された要件の緩和）

これまでの経緯

- A) 従来より、審査基準では、クレームの補正などにより明細書に記載の実施例と”inconsistency”(矛盾)が生じた場合、その矛盾を取り除くよう明細書を補正することを出願人に要求していた。
- B) 2021年3月の審査基準改定により、この要件が厳格化された。2021年改定後の審査基準では、補正後のクレームによりカバーされない実施形態を削除す

” HARAKENZO *more* ” IP Information Delivery Section

- 本記事の全文をご希望の方は「記事申込」ボタンをクリック。
(お申し込みの際、本記事の日付・タイトルの入力が必要となります。)
- 公式Twitterでは本記事のような当所オリジナル資料の情報を随時ご案内致します。お気軽にフォローしてください。
- 世界中の知財に関する最新トピックスを月一配信！
配信ご希望の方は「ニュースレター配信申込」ボタンをクリック。

※本記事の提供については、利益相反、その他の理由によりご希望に添えない場合もありますこと、ご承知おきください。